

令和5年度企業版ふるさと納税の実績について

1 制度概要

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

※ 以下の地方公共団体は対象外。
 ①不交付団体である東京都
 ②不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村

※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

※企業版ふるさと納税制度概要（内閣府作成）から抜粋

2 寄附を受けた事業の概要について

事業名	菜の花エコプロジェクト推進事業
所管課	環境部森と水政策課
事業実績費	25,216,960 円
企業名・寄附金額	株式会社エーアンドエーマテリアル 1,000,000 円
事業内容	<p>「市民が豊かさを感じる循環共生型社会」を目指して、地域住民とともに地域資源を活用し、地域におけるエネルギーと食の自立に取り組む。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・転作田を利用して菜種の有機栽培を進め、東近江市産 100%の菜種油「菜ばかり」を生産・販売 ・市内の家庭などから集めた廃食油を粉せっけん(リサイクルせっけん)やバイオディーゼル燃料(BDF)にリサイクルし、市内での利用を促進 ・主要作物である水稲のもみ殻からくん炭を製造及び販売し、環境こだわり農業の土地改良資材として活用するとともに、更にCO2を地中に固定する作用をいかして、脱炭素社会につながる取組を実践
成果	<p>今回の寄附は、本市の進める地域内資源循環の仕組みである菜の花エコプロジェクトの推進及びカーボンニュートラルに資する取組に対して、企業から賛同を得られたことによるものであり、カーボンニュートラルなどの脱炭素に貢献する取組を進める企業との連携推進の契機となったと考える。</p> <p>今後も引き続き、本市の取組に賛同いただける企業と連携できるよう、官民連携を深める様々な機会を活用し、本市の環境施策を推進する。</p>

3 今後の方針について

引き続き企業版ふるさと納税制度の活用により本市の地方創生の取組を更に推進する。

本制度の適用期限は令和6年度末までとされており、令和7年度以降の本制度の取扱いについては、国の動向を注視して対応する。